

(内閣府防災担当発注事業)

広域連携を見据えた被災者支援業務DX化の将来像等に係る調査・検討業務

第1回あるべき姿ワーキンググループ資料

本日のアジェンダ

1. 開会

- ①開会
- ②参加委員ご紹介

2. 議事

- ① 事業の位置づけ
内容説明
- ② 事業の全体像、実施事項
内容説明
- ③ 被災者支援業務の全体像と優先業務の対象
内容説明、意見照会
- ④ 被災者支援版EEI(案)作成について
内容説明、意見照会
- ⑤自治体ヒアリング実施準備状況
内容説明

3. 自由質疑

4. 閉会

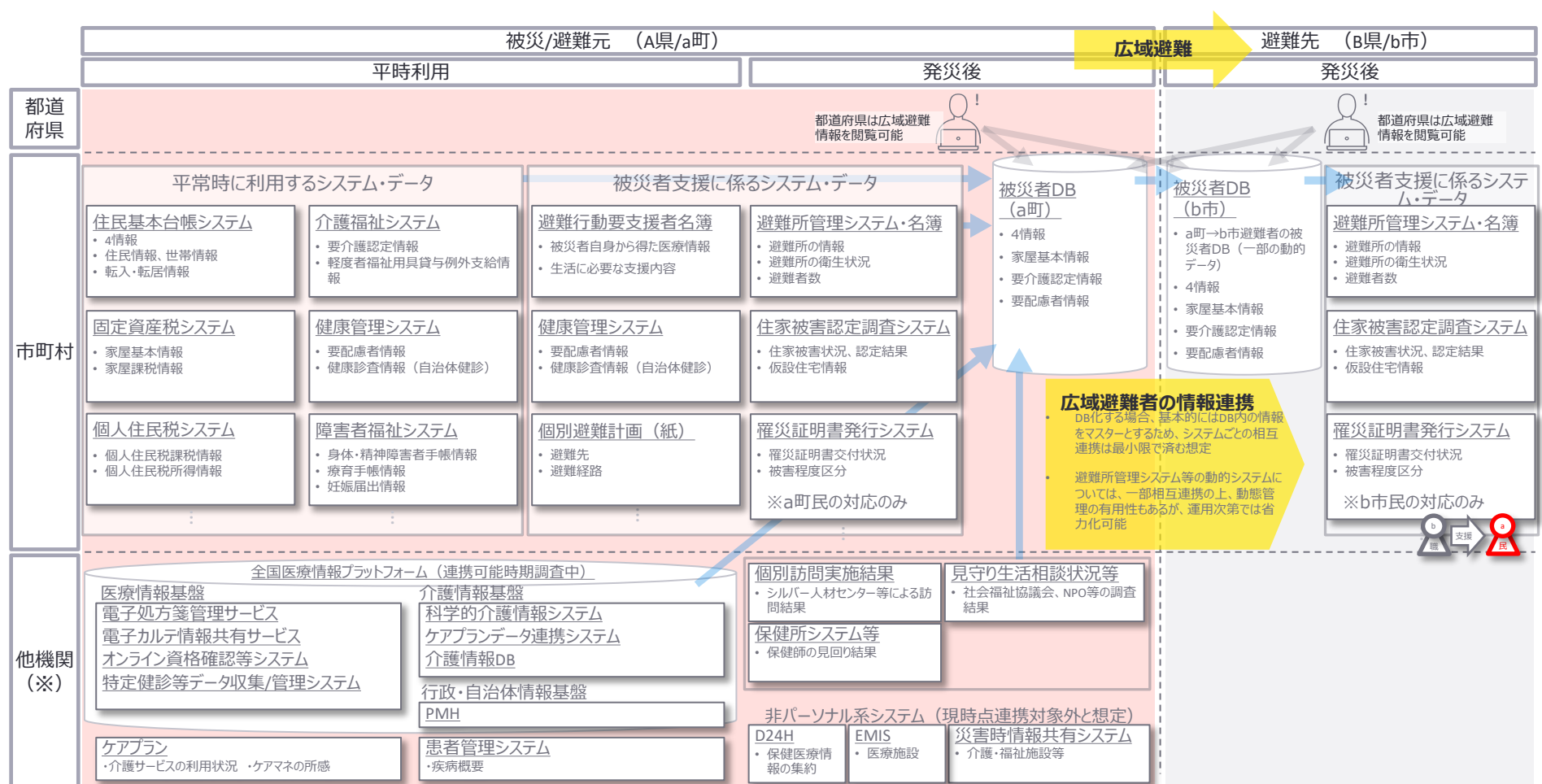
- ①アンケート回答のお願い
- ②次回のWGについて
- ③閉会

2-① 事業の位置づけ

- ## 現状



事業の位置づけ(2/4)

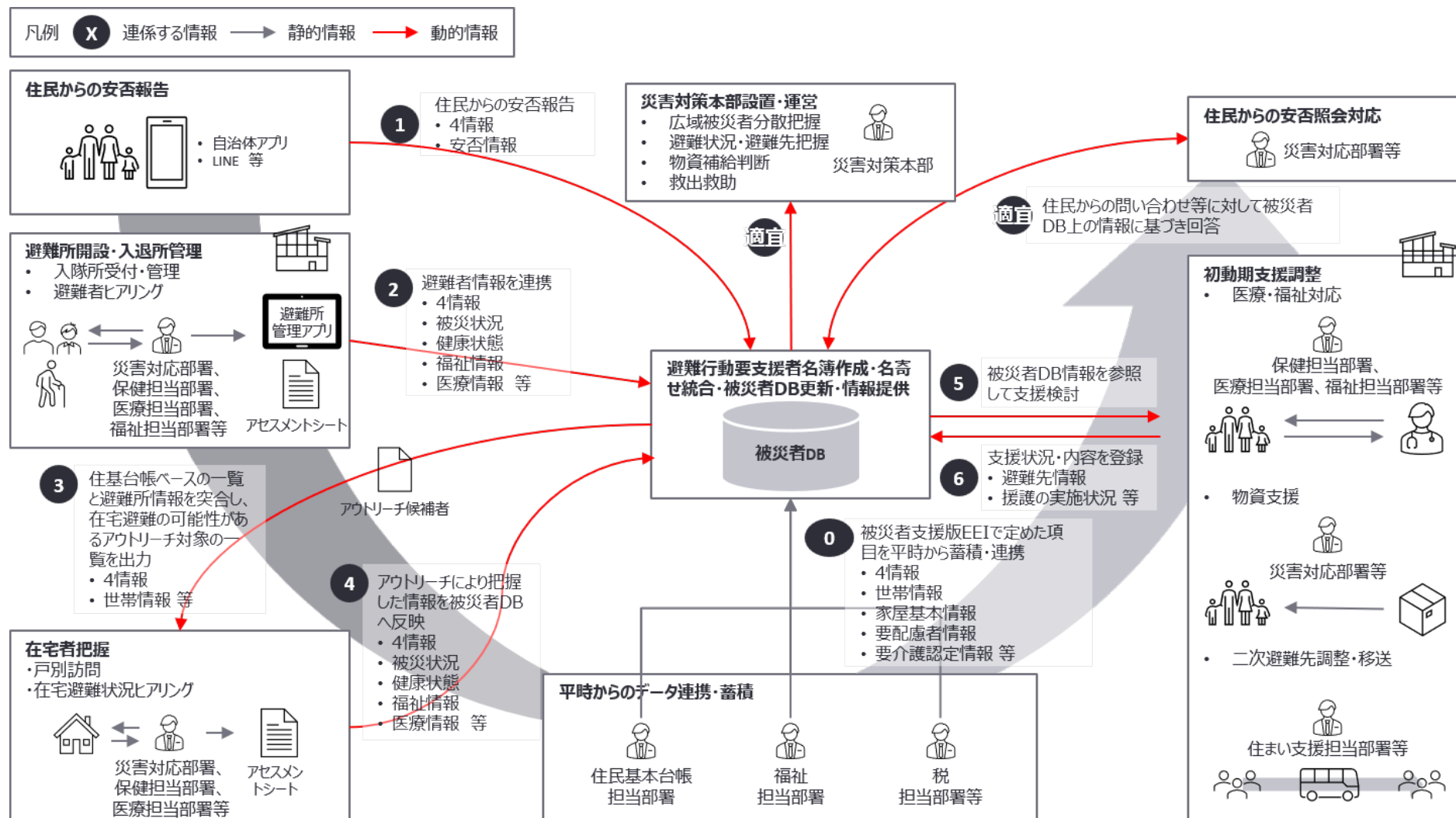


※：国（他省庁）、防災関係機関、民間等
自治体からの委託で動いているケースについても「他機関」のカテゴリで整理

- ✓ 各情報の管理方法について、自治体によりシステムに格納されているか、紙媒体等かは異なるため、参考情報
- ✓ → : 情報連携（連携方法は、可否含めて検討必要。直接収集困難なシステムもあり）

被災者支援の目指すべき将来像(イメージ)
(被災者支援に必要なとなる情報の集約と共有)

事業の位置づけ(3/4)



被災者支援の目指すべき将来像(イメージ)
 (被災者DBを中核とした情報集約と支援の実施)

事業の位置づけ(4/4)

- 本事業では、単一市町村内での被災者DBへの情報集約や自治体間連携実現を主眼として以下事項を実施。
(広域連携を見据えた被災者支援業務DX化の将来像等に係る調査・検討業務)
 - ✓ 被災者支援業務に必要となる情報の把握と整理
 - ・ 自治体において発生する被災者支援業務の実態を把握し、実施に必要な情報を整理
 - ・ 被災者支援に必要な情報項目の標準化として、被災者支援版EEI(Essential Elements of Information:災害対応基本共有情報)を検討・整理
 - ✓ 情報集約・連携手段の検討
 - ・ 自治体内での情報集約や自治体外との効率的な連携に必要となる被災者DBに求められる要件の整理
 - ✓ 実現に向けた整理事項の洗い出し
 - ・ 法制度面、運用面を含めて多角的な観点から障壁の把握と解決を検討
- なお、本事業と並行し別事業(大規模地震における被災者支援システムの相互連携手法に係る調査・検討業務)として以下を実施。
 - ― 南海トラフ地震等の災害を想定した場合、広域での被災者情報の連携が喫緊の課題であることから、過渡的な形であっても早期に連携を実現する方策を検討するため、以下を実施。
 - ✓ 自治体間で最低限連携すべき被災者情報の検討
 - ✓ システム相互連携事例の収集
 - ✓ 被災者支援システムの相互連携手法の立案・比較
 - ✓ 法制度面を含めた多角的な観点から整理

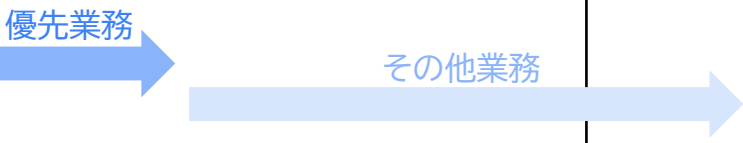
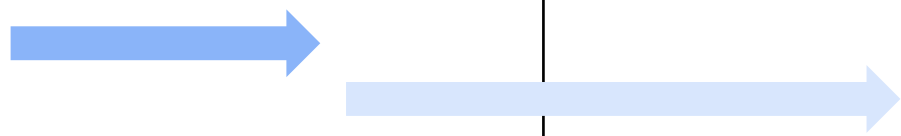
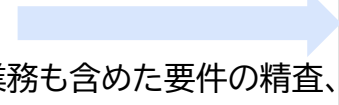
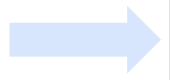
被災者支援に係る情報共有の意義・効果

目的	情報共有のケース	情報共有の効果	適時適切な情報共有実現に向けた検討のポイント
単一市町村内でのモレ・ムラのない被災者支援	単一市町村内における情報集約 以下をはじめとした被災者情報の集約および部署間での連携 • 平時から保有する、住民基本台帳システム等の情報 • 発災時に収集する、防災アプリで扱う居所情報等の情報	各部署の職員が一か所に情報集約された被災者DBを参照することで、 異なる被災者支援業務間での被災者情報連携による業務効率化や支援漏れ防止につながる 被災者一人ひとりの状況把握により、被災者の置かれた個別事情を踏まえた 伴走的支援が可能	• スムーズな情報集約のため、下記のプロセスで被災者情報項目の標準化を行う(被災者支援版EEI案の作成) ➢ 単一市町村の被災者支援業務を整理し、全国共通の業務フローを特定 ➢ ある被災者支援業務で取り扱う被災者情報を、どのように他の被災者支援業務で活用できるか、業務間の関係性を整理 ➢ 上記の業務フローから、業務実施に必須な被災者情報を特定 • 平時含む部署間の情報連携可否を法制度面から整理 • 個人/世帯ごとの情報追跡の在り方検討
	組織を超えた情報連携 医療機関等との被災者情報連携 自治体業務を支援する民間団体(NPO等)との被災者情報連携	医療機関等が、市町村が把握している被災者情報を連携されることで、被災者に対し抜け漏れのない医療支援等を提供可能 民間組織と市町村が、被災者情報を相互連携することで、民間組織等による市町村の被災者支援業務の支援・代行が可能	
	他自治体との情報連携 都道府県との被災者情報連携 他市町村との被災者情報連携	都道府県と市町村が、被災者情報を相互連携することで、都道府県による市町村の被災者支援業務の支援・代行が可能 市町村をまたぐ広域避難者の情報を連携することで、被災者の居所によらず必要な支援を提供可能	• 外部組織との連携が発生する業務の特定と、当該業務での被災者支援版EEIの拡充

2-② 事業の全体像、実施事項

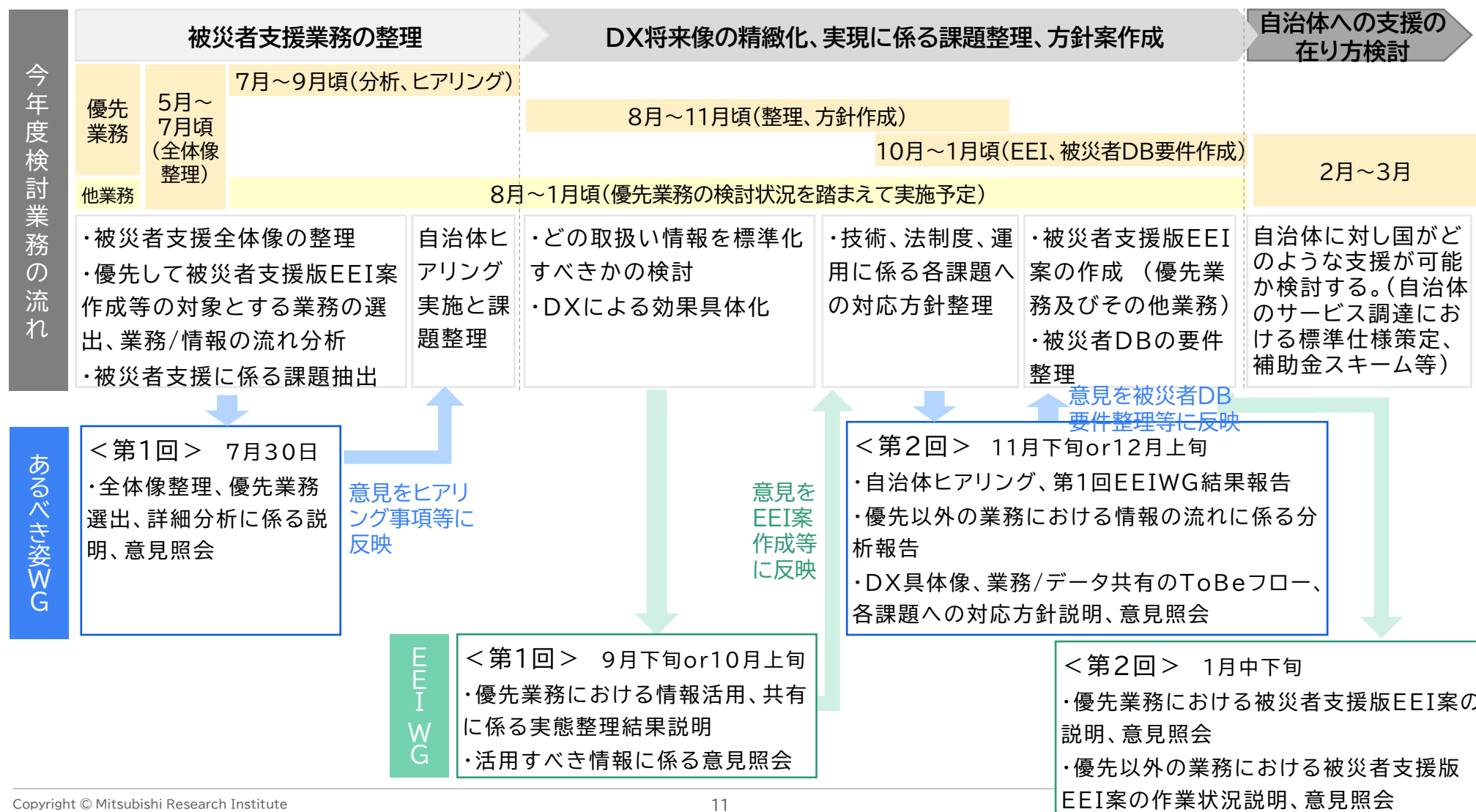
被災者支援業務DXの将来像検討における全体像

- 自治体における組織内外の情報連携実現においては、業務の手続きや取扱情報の共通化と、仕組み・システム導入されやすい環境を整備することが極めて重要であり、被災者支援版EEIを各自治体に実際に利用いただけるように検討と合意形成を進める。
- このため、今年度においては、多岐に渡る被災者支援業務のうち、特にEEI案作成、導入の優先度や実現性が高い業務を選定しEEI案作成までを一気通貫で実施する。
(来年度以降において、他業務のEEI案作成や利用システム(被災者DB)の詳細要件を整理予定。)

共通化と情報連携実現までのToDo	R8(今年度)	R9以降
①自治体等における被災者支援業務と利活用情報の分析、整理		
②業務と取扱情報の共通化に係る課題整理、DX将来像具体化		
③被災者支援版EEI案作成		
④被災者DBの要件整理、詳細化		
⑤被災者DBの実装、運用に係る施策、自治体導入に係る支援策実行等		

実施業務の流れ

- P8「適時適切な情報共有実現に向けた検討のポイント」に記載のとおり、被災者支援版EEI案の作成を中心とし、情報共有の具体像を導出する。
- 今年度は**優先業務(P14に後述)について分析やEEI案作成等を実施することが中心となるが、その他業務についても同様の調査検討を年度後半で実施予定**であり、状況に応じ各WGにおいて説明、意見照会する可能性がある。



2-③ 被災者支援業務の全体像と優先業務の対象

被災者支援業務の全体像の整理(主要業務の分類)

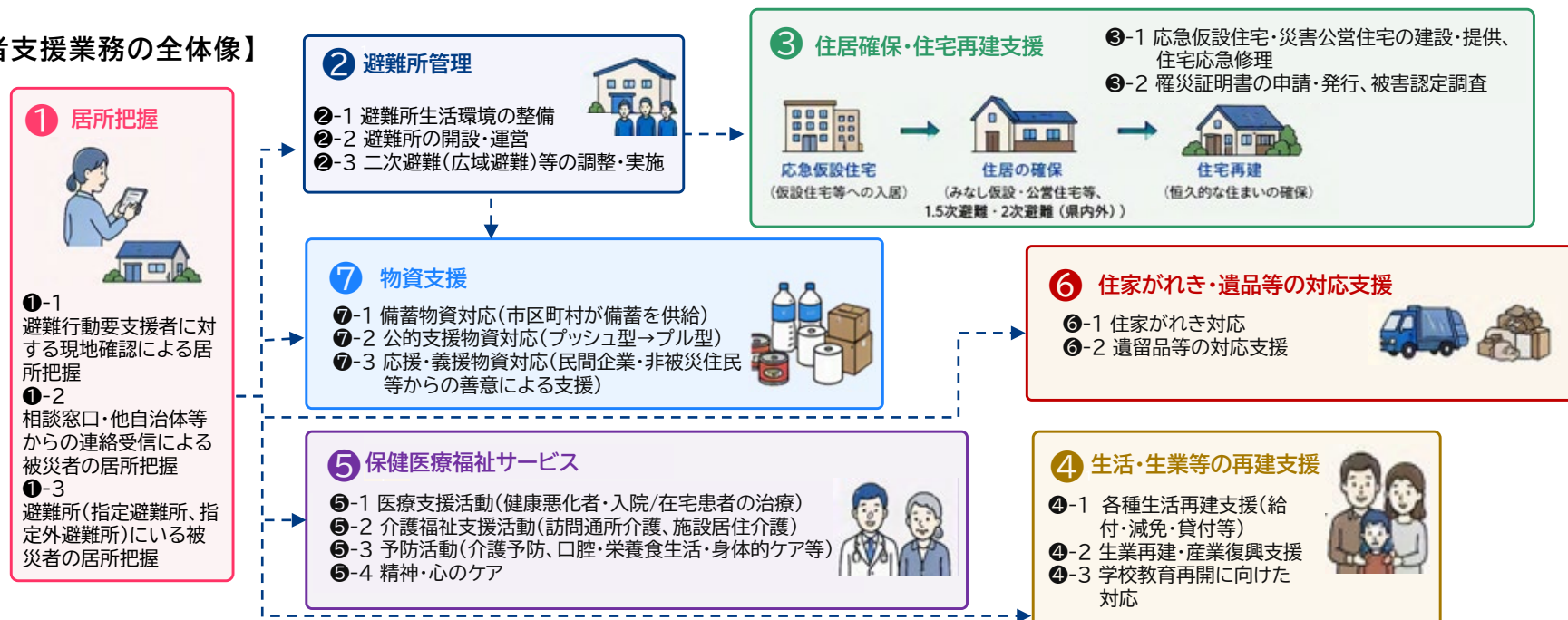
- 被災者支援版EEIまで作成する優先業務の対象を選定するにあたり、まずは被災者支援業務の全体像の整理が必要である。自治体の各業務が被災者一人ひとりへのどのような支援につながっているのかについて、下図のとおり災害ケースマネジメントの観点で主要業務を一覧化した。(①～⑦)

【被災者の主な行動】※被災者の主な行動を軸に、被災者支援業務の①～⑦が随時連携して支援します。

凡例
→ 住民行動の流れ - - - → 業務の流れ

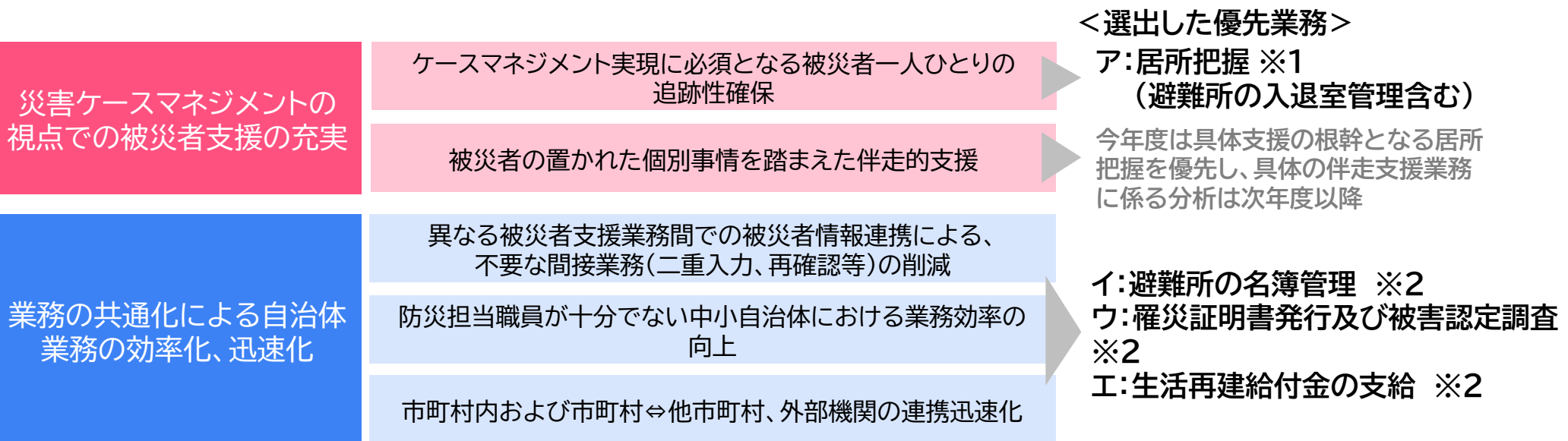


【被災者支援業務の全体像】



詳細分析、EEI案作成優先業務の選出

- 今年度内でEEI案作成までを一気通貫で実施する観点から、全国自治体で業務の手続きや主要な取扱い情報の共通化が図られやすいものを優先業務とする。
- 業務と取扱情報の共通化にて生まれる便益として、自治体業務の効率化、迅速化に加え、災害ケースマネジメントの視点に基づいたきめ細やかな支援の提供の実現に資することも肝要である。
- この点を踏まえ、「被災者支援に係る情報共有の意義・効果(P8)」にもとづいた「情報共有の便益(課題解決の観点)」を以下のとおり設定し、該当する優先検討業務を選出した。



※1 追跡性確保のなかでも、居所把握は他の組織との連携や広域避難者支援においても必須となるものであり、有用と思料

※2 全国自治体において、ある程度手続きが画一的であり、早期共通化実現の可能性が高いものを選出

参考 主要業務と優先業務の一覧

- (P13)主要な被災者支援業務の7業務と、(P14)被災者支援版EEI案作成の優先業務(ア～エ)の対応関係は以下のとおりである。

業務分類	業務概要(スコープ)	業務細目 (P13で示す優先実施業務を赤枠で囲む)	
①居所把握	・能動的な居所把握(訪問等現地確認)と、 受動的な居所把握(相談窓口・他自治体からの連絡受信)をスコープとする。	①-1 避難行動要支援者に対する現地確認による居所把握 ①-2 相談窓口・他自治体等からの連絡受信による被災者の居所把握 ①-3 避難所(指定避難所、指定外避難所)にいる被災者の居所把握	(被災者全員が対象)
②避難所管理	・主に、避難所に係る環境を提供することをスコープとする。	②-1 避難所生活環境の整備 ②-2 避難所の開設・運営 ②-3 二次避難(広域避難)等の調整・実施	(主に避難所避難者を対象)
③住居確保・住宅再建支援	・被災者の住宅再建に向けた仮設住宅・公営住宅等の提供・支援をスコープとする。	③-1 応急仮設住宅・災害公営住宅の建設・提供、住宅応急修理 ③-2 罹災証明書の申請・発行、被害認定調査	(被災者全員が対象)
④生活・生業等再建支援	・住宅再建を除く、生活再建支援金や税の減免等の金銭的支援や企業の生業復興支援、子供の養育・就学支援をスコープとする。	④-1 各種生活再建支援(給付・減免・貸付等) ④-2 生業再建・産業復興支援 ④-3 学校教育再開に向けた対応	(被災者全員が対象)
⑤保健医療福祉サービス(心のケア含む)、要配慮者支援	・被災者の健康・精神・衛生環境管理や健康悪化者・入院/在宅患者の治療継続、介護・福祉支援をスコープとする。(負傷者治療はスコープ外、急性期以降のイメージ)	⑤-1 医療支援活動(健康悪化者・入院/在宅患者の治療) ⑤-2 介護福祉支援活動(訪問通所介護、施設居住介護) ⑤-3 予防活動(介護予防、口腔・栄養食生活・身体的ケア等) ⑤-4 精神・心のケア	(発災直後の急性期を除く)
⑥住家がれき・遺留品等の対応支援	・ボランティアによる被災住宅の応急復旧支援、被災者遺留品返還対応をスコープとする。	⑥-1 住家がれき対応 ⑥-2 遺留品等の対応支援	(被災者全員が対象)
⑦物資支援	・食料・衣料・生活用品等を住民に届けるまでをスコープとする。	⑦-1 備蓄物資対応(市区町村が備蓄を供給) ⑦-2 公的支援物資対応(プッシュ型→プル型) ⑦-3 応援・義援物資対応(民間企業・非被災住民等からの善意による支援)	(避難所避難者及び避難所外避難者を対象)

<参考> 資料作成にあたって参考とした資料等

- 内閣府(防災担当)「市町村長による災害応急対応のポイント」(令和6年10月)
- 静岡県教育委員会「災害救助法の適用による学用品の支給」(2025年9月11日)
- 国土交通省国土交通政策研究所「支援物資供給の手引き I.全体概要編」(平成25年9月)
- 建築研究所 上席研究員 米野史健「東日本大震災及び以降の災害における応急仮設住宅と災害公営住宅の特徴」
[T02_Meno.pdf](#)

- 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ(第3回)資料2-10「石川県における能登半島地震への対応について」[siryo3_2_10.pdf](#)
- 総務省(報道資料)「東日本大震災等に伴い避難した住民の所在等に係る情報の住所地の地方公共団体が把握するための関係地方公共団体の協力について(通知)の発出
- 厚生労働省「(福祉・介護)地域包括ケアシステム」(2025年)

ご意見の確認

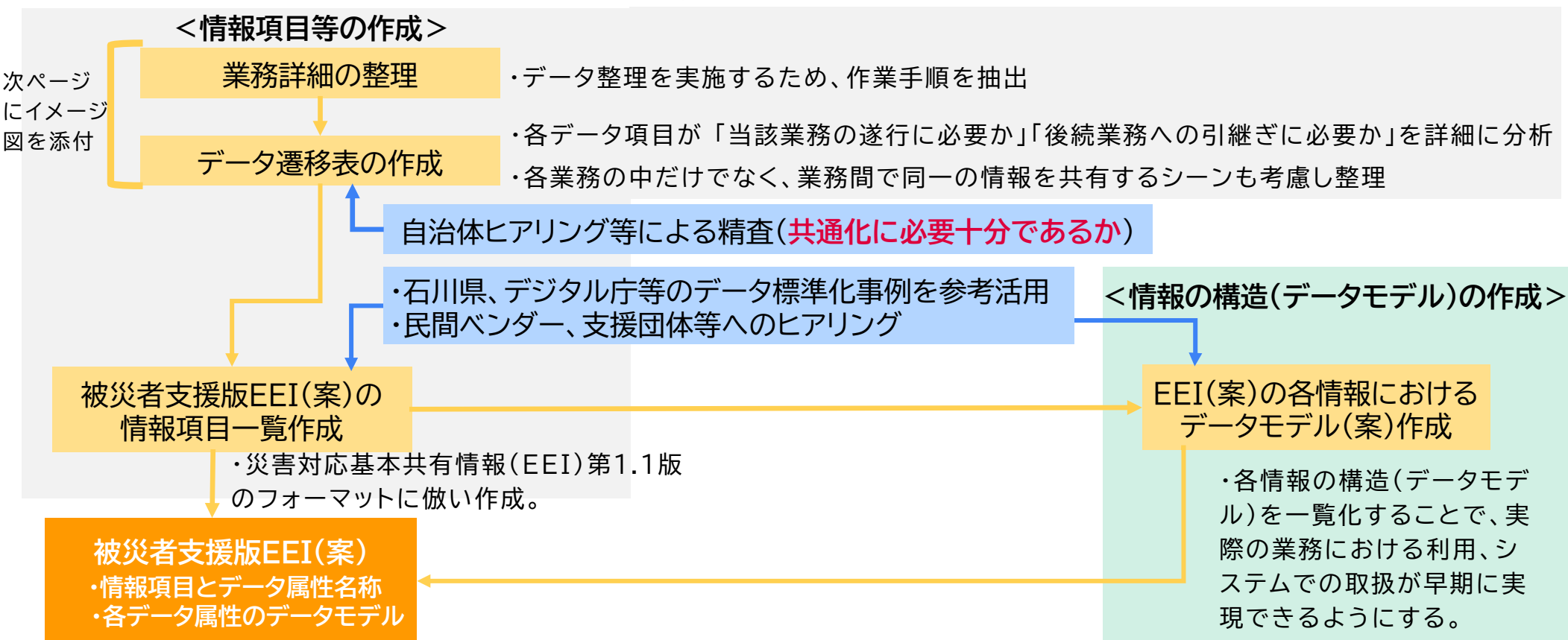
- (P10)複数年にわたる事業となることを踏まえた、今年度の主な実施事項(優先業務に対するEEI案作成までを一気通貫に実施) について、進め方に意見はございますか。
- (P13～15)優先業務として、居所把握、避難所の名簿管理、罹災証明書発行・被害認定調査、生活再建給付金の4つを選出することに意見はございますか。
- (P14)上記4業務の選出基準を「自治体業務の効率化」「災害ケースマネジメントの視点に基づく被災者支援の充実」の観点で整理していますが、この考え方について意見はございますでしょうか。

なお、P15の主要な7つの被災者支援業務一覧 に対するご意見は、本WGの最後に別にお伺いします。
(P26に記載)

2-④ 被災者支援版EEI(案)作成について

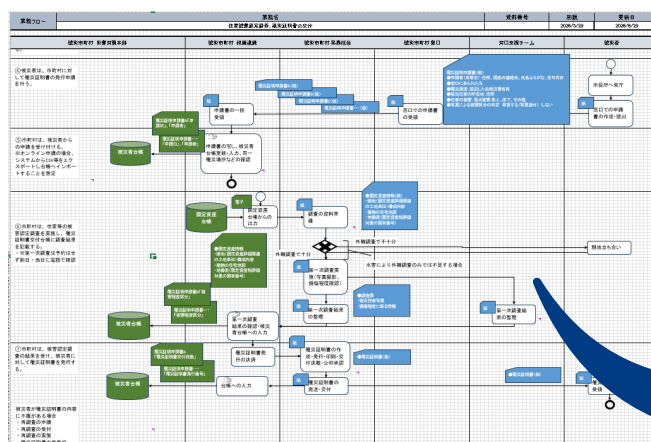
被災者支援版EEI(案)作成の流れ

- P14の優先業務を今年度の主な対象とし、被災者支援版EEI(案)を作成する。EEI(案)は、**業務の共通化とセットで検討し、当該業務のなかで実務的に必要十分である項目・情報粒度とする。**
- 各被災者支援業務における業務詳細(作業の手順)において利活用される情報を棚卸しのうえ、**情報の引継ぎの観点で必要十分であるかを精査する。(データ遷移表の作成)**
- 石川県広域被災者データベースシステム構築検討WGのデータモデル仕様やデジタル庁において標準化の取り組みが進められている「標準化対象事務」における「データ要件(基本データリスト)」を活用し、必要十分と確認された情報の構造(データモデル)も併せて検討のうえ、EEI案として整理する。



詳細分析の実施概要

- 被災者支援業務の業務詳細・データフロー(左下図)を作成し、それをもとに各業務で生成・利用・共有される情報をデータ遷移表(右下表)として整理する。
- 本分析により、各データ項目の利用実態を可視化し、情報の引継ぎの観点で必要十分であるデータ項目を選定する。



業務詳細の分析例
(罹災証明書・被害認定調査)

ステップ、実施主体、作業内容は前頁資料に対応

前作業と次作業列を作成し、データ連携箇所を明示

ステップ	作業番号	実施主体	作業内容	前作業	次作業	罹災証明申請書											
						ヘッダー		申請者情報(世帯主)					窓口来訪者				
						市区町村長名	申請日	住所	連絡先	氏名	ふりがな	生年月日	住所	連絡先	氏名	ふりがな	
④申請	④-1	窓口	申請書受領	申請書記入(窓口来訪者)	⑤-1(税関連課)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑤受付	⑤-1	税関連課	申請書の写し、被災者台帳更新・入力、同一罹災場所などの確認	④-1(税関連課)	⑤-1(税関連課)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑥調査	⑥-1	税関連課	固定資産台帳からの出力	⑤-1(税関連課)	⑥-2(事務担当)			○	○	○	○	○					
	⑥-2	事務担当	調査の資料準備	⑤-1(税関連課)	⑥-3(事務担当)												
	⑥-3	事務担当	現地調査要否・外観調査要否確認	⑥-2(事務担当)	⑥-4(事務担当)												
	⑥-4	事務担当	第一次調査実施(写真撮影、損傷程度確認)	⑥-3(事務担当)	⑥-5(事務担当)												
	⑥-5	事務担当	第一次調査結果の整理	⑥-4(事務担当)	⑥-6(事務担当)												
	⑥-6	対口支援チーム	第一次調査結果の整理	⑥-5(事務担当)	⑥-7(税関連課)												
	⑥-7	税関連課	結果の確認・被災者台帳への入力	⑥-5(事務担当)、 ⑥-6(対口支援チーム)	⑦-1(災害対策本部)												
⑦発行	⑦-1	税関連課	罹災証明書発行の決済	⑥-7(税関連課)	⑦-2(事務担当)												
	⑦-2	事務担当	罹災証明書の作成・発行・印刷・交付決裁・公印承認	⑦-1(税関連課)	⑦-3(税関連課)												
	⑦-3	税関連課	台帳への入力	⑦-2(事務担当)	-												

作業内で新たに発生・作成する情報を「●」、作業内で参照すべき情報を「○」で表す。

データ項目は、業務に必要な項目一覧を自治体資料を参考に整理

作業内で新たに発生・作成する情報を「●」、作業内で参照すべき情報を「○」で表す。

データ項目は、業務に必要な項目一覧を自治体資料を参考に整理

データ遷移表例(罹災証明書・被害認定調査)

ご意見の確認

- (P18、19)優先業務を対象とした被災者支援版EEI(案)作成について、業務詳細分析の実施・データ遷移表作成のうえで、ヒアリングによる精査を行い、EEI(案)の情報項目を整理する、という進め方に意見はございますか。

2-⑤ 自治体ヒアリング実施準備状況

自治体ヒアリングの実施（実施概要）

<ヒアリングの実施目的>

- 作成した現行の（過去の災害対応における）業務フロー・データフローに基づき、被災者支援版EEI案作成対象の情報項目が必要十分なものとなるよう、業務実態上の取扱い情報の抜け漏れ確認を主目的とする。
- 加えて、被災者支援業務DX化メリットの整理のため、優先対象業務における課題（業務工程上のどこに課題解決の嬉しさが発露するのか）を確認する。

<ヒアリングの想定内容>

- （細かい確認、議論の前段として、）主要な7つの被災者支援業務（P13、P15）を参考にしつつ、以下を確認
 - どのような被災者支援業務が発生するか
 - その際、どのような被災者情報が必要になったか
- 業務フロー・データフローの確認（※4業務それぞれについて詳細なヒアリング項目を作成）
 - 業務手順、実施主体、主要な取扱情報、実施主体間のデータ授受手段およびデータ項目、関連DBや情報システム等について、実態に即しているか
- 過去の災害対応において、被災者支援業務を行う上で直面した課題は何か。
 - 例：職員の負荷が高かった業務、不要な間接業務（二重入力、再確認等）の発生箇所等
- 被災者支援業務のあるべき姿と過去の災害対応のギャップ、DX化に期待することは何か
 - 本業務で選定した優先業務に加えて、早期に情報連携を共通化すべき業務や対象情報
 - 発災前に連携済みであれば業務が効率化されたと考える関連DBや情報システム 等

自治体ヒアリングの実施（実施概要）

<ヒアリングの対象自治体(案)>

- P14に示した4業務に対するヒアリング対象自治体とその選定理由を下表に示す。
- 4業務に限らず、被災者DBおよび被災者支援版EEIの検討に資するヒアリング候補も下表に示す。

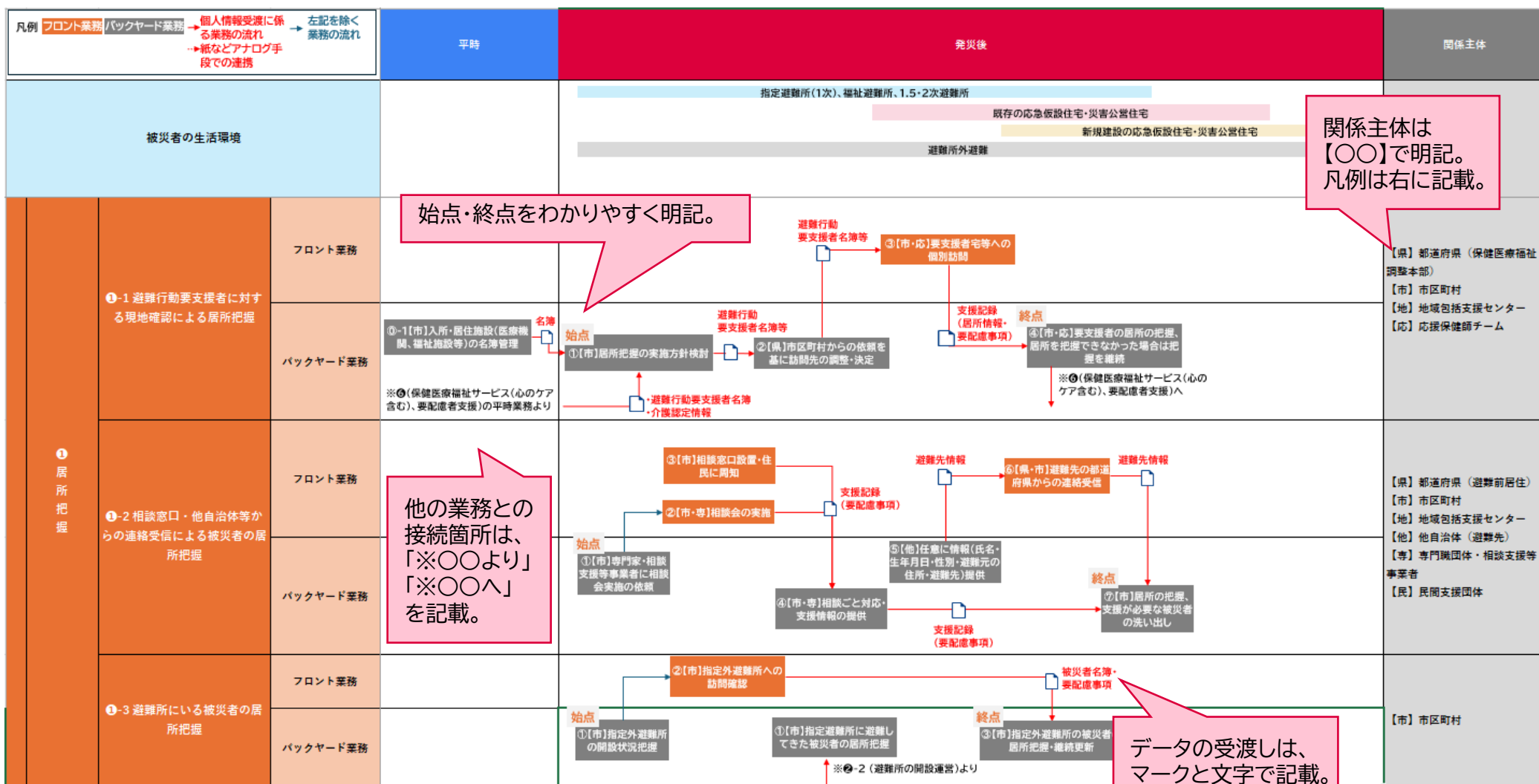
ヒアリング候補	選定理由
石川県	● 令和6年能登半島地震の際に、実際に被災者支援業務を実施し、被災者台帳DBを構築 ● 各業務の詳細分析について、県の立場で実務を踏まえた意見を期待できる
石川県珠洲市	● 令和6年能登半島地震の際に、災害ケースマネジメントの考え方にに基づき被災者支援を実施 ● 特に居所把握の観点で、実務を踏まえた意見を期待できる ※居所把握以外の3業務(罹災証明書発行及び被害認定調査、生活再建給付金の支給、避難所の名簿管理)についても可能な範囲でヒアリング
石川県能登町	
石川県七尾市	● 令和6年能登半島地震の際に県の被災者DB構築に協力し、基礎自治体間や県を超えた広域自治体間の連携の観点での意見を期待できる
東京都	● 被災者DBの整備・検討を進めており、特に様々なツールと連携した住民の居所把握について検討が進められている
神奈川県	● 石川県が令和6年能登半島地震に際して整備したデータベースを元に、指定避難所以外の場所など広域的に避難している被災者の情報を一元化するデータベースを構築し、2026年1月に全市町村が参加した実証実験を実施。居所把握および県と市町村をつなぐ被災者DBの構築の観点での意見を期待できる。
熊本県熊本市 (または宮城県仙台市)	● 2016年熊本地震の際に、発災から約2か月後には復旧・復興本部を設置し、災害ケースマネジメントに基づく被災者支援を実施 ● 東日本大震災時に医療・福祉情報等と組み合わせた被災者DBを構築した仙台市が支援に入っており、被災者DBおよび被災者支援版EEIの検討にあたり実務を踏まえた意見を期待できる
大分県日田市	● 水害による住宅の浸水被害の発生頻度が高い地域であり、罹災証明書発行及び被害認定調査、生活再建給付金の支給に係る業務経験を多く有する

その他お聞きしたいこと

被災者支援業務の全体像(業務フロー図の作成方針)

- 被災者と直接やりとりする業務(被災者に関する情報を直接取得するタイミング)を「フロント業務」とし、それに関連する業務を「バックヤード業務」と定義して業務フロー図を作成(別添資料参照)

凡例の通り、設定



ご意見の確認

- (P25および別紙)広域避難者を含む被災者の適切な把握と自治体による抜け漏れのない被災者支援の実現に向けて、主要業務の分類や業務概要、業務細目に対するご意見(違和感、抜け漏れ)はございますか。
- (P13およびP15)整理した主要な7業務以外に、被災者支援業務の全体像として加えるべきものがあるか等、ご意見はございますか。

なお、当該資料(別紙)は細かな内容も含まれるため、お気づきの点があれば年間を通じて適宜ご意見いただければ幸いです。